

令和 2 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 古木会

## 令和2年事業計画

社会福祉法人古木会  
理事長 木下 勝之

昭和57年に社会福祉法人古木会の発起人開催が発足され、昭和59年に成城アルテンハイムが運営開始して今年度で36年が経過しました。措置制度からはじまり、平成12年度からは介護保険に移行して20年が経過しています。制度変更や介護報酬改定などにより、運営及び経営も大きく変わりました。アルテンハイムの施設の老朽化も進行し、建て替えの問題が生じていますが、取り壊して立て直すか代替え地を探して移転しこの成城の土地を他の事業に変更するか等々あります。いずれにしても資金の問題や用地の取得ができない現状があります。世田谷区内では、平成28年ころから特別養護老人ホームの新設が増え、現在まで7か所439床が増えています。そのため、施設入所者が増加し在宅サービスは減少傾向です。特に通所事業に関してはかなり苦戦を強いられている現状です。しかし、新設の特別養護老人ホームはユニット型がほとんどで、居室使用料などが従来型より高く月額の利用料が15~20万円前後の施設が多く、夫婦二人での年金生活者や年金額が少ないと方には、新しい施設への入所が困難な状況と聞いています。

令和2年度は、この状況を踏まえながらまずは直面している介護職員不足の改善及び、経営の安定化を図ることを基本に事業計画を作成しました。

### 施設系

アルテンハイム、グループホーム「くつろぎ」、「ふるさと」、「かつらの木」の施設系の介護職員不足が解消できない状況が続いている。世田谷区内の特別養護老人ホームの新設が多くあり、介護職不足に拍車をかけている状況です。働き方改革で義務付けられている有給消化が困難な状況です。「ふるさと」においては、令和2年度になり、職員の退職と急病による介護職員の長期休暇が発生したことにより公休も消化できない日々が続いている。今年度は、できるだけ早く職員を多く配置し、運営の安定化と職員定着を目指します。

### 通所系

特別養護老人ホームへの入所者が増加し、介護度が上がっても長く在宅で生活する高齢者が減少しています。成城・祖師谷・鎌田ケアセンターでは、新規利用者の獲得のためには同一法人で設置している居宅支援事業所との連携が重要です。居宅支援事業所とケアセンターによる定期的な情報交換を行い、スム

ースなサービス導入を図ります。また、成城、祖師谷については、営業場所がかなりかさなるため、サービス内容の差別化を図り近隣の居宅支援事業所から選ばれる通所事業所を目指します。

### 在宅系

在宅サービスのなかでは、訪問介護利用のニーズは高くあります。しかし、多くの訪問介護ステーション事業所においても、職員採用がかなり困難となっており、できる限り常勤職員の採用を行い、サービスのニーズに応えられるような体制づくりを行っていきます。

訪問看護ステーションにおいては、ここ数年の傾向として介護保険利用者が減少しつつあります。代わりに医療保険利用者特に精神疾患患者への訪問看護が増加しています。全職員が対応できる体制はこれまで通りで、今後も積極的に訪問していきます。最近の新規オープンしたステーションは、土・日・祝祭日の対応を行い、営業拡大しています。可能な限り、当ステーション求められるニーズに対応できるよう体制をととのえていきます。令和2年4月1日付で開設予定の中町訪問看護ステーションとは、密に連携を取り利用者のニーズに対応していきます。

### 居宅支援

令和元年8月に中町介護保険サービスの新規開設、10月に祖師谷介護保険サービスの再開をしました。介護保険制度改正のなか、近隣の居宅介護支援事業所の再編が進む中での新規開設と再開となります。自法人のサービスとの連携が重要になり今後も更なる連携に努めます。在宅サービス拡大のために、今後もケアマネジャーの新規採用を行っていきます。

### 地域包括支援センター

平成31年4月1日から、当法人の運営する4か所のあんしんすこやかセンターが再度選定されています。世田谷区の方針として、地域包括支援センターとまちづくりセンターの一体整備化を行ってきていますが、当法人のあんしんすこやかセンターでは最後になりましたが、梅丘あんしんすこやかセンターが令和2年1月に移転し、移転前後に大きなトラブルもなく運営できるようになりました。今年度は、地域づくりにさらに取り組み、まちづくりセンターとの連携を進めています。

## 地域における公益的な取り組み

社会福祉法人の使命として、地域社会への貢献が求められています。当法人も平成28年度から取り組みを開始してきました。成城アルテンハイムでは、1階の食堂スペースを毎週2回地域住民へ無料で貸し出しています。体操教室として使用され、毎回休みなく利用されています。今後は、中町グループホームの使っていない1階の居室スペースを、地域住民の活動の場や会議の場所として提供することを検討しており、持ち主からもすでに了解を得ています。梅丘あんしんすこやかセンターの跡地の利用について、居宅介護支援事業者所や訪問系の事業所の立ち上げを目指していますが、それまでの間梅丘あんしんすこやかセンターの事業の一環として介護予防に資する事業等にスペースの提供を行うよう検討していきます。

## 事業計画書

### (1) 事業方針

令和元年度も区内の特別養護老人ホームの開設等により区内全体での特養待機者も減少している状況の中で特養待機者にとっては入所しやすくまた同時期に声がかかることにより選ぶことのできる喜ばしい現状となってきている。それは反面、施設同士の顧客獲得競争が既に始まっていることでもあり、その競争に勝ち抜くためには施設が選ばれるための他の施設より特化した何かを具体化し取り組んでいくことを進めていきたい。

また区内の特養開設や他サービス事業所の開設等に伴い、介護や看護職の採用受け皿が多くなることにより、逆に介護、看護の人材が分散することにより人手不足も多く施設での問題になっている。(分子よりも分母が大きくなる)

顧客を増やさないと減収し、顧客を増やしても介護・看護人材の不足のために質の良いいサービス等の提供に支障ができるなどのアンバランスな運営を改善するためには、雇用と定着についても従来の方法だけではない独自の募集方法を具体化して解決していきたい。

その土台を整備していくことにより、利用者が快適に自立性を重んじた生活を営むよう利用者本位の施設運営を行っていく。

### (2) 施設運営

#### 1 介護・看護人材の確保と

長期・ショートの稼働率の目標を掲げる前に、利用者サービスの提供展開の根幹となる介護・看護人材の確保と定着について最優先で掲げたい。

介護・看護人材を確保するために、ハローワーク等からの応募よりも紹介業者を仲介する派遣や紹介予定(常勤)が主となっており、その時給のアップや紹介手数料が年俸の30%まで高騰していく状況である。紹介予定の手数料だけで年俸400万円の場合、紹介手数料だけで120万円かかることになる。

永続的に定着すれば職員確保の投資とはなるが、継続しないことが多いことが現状である。(手数料等の支払い損)

今年度は、以下のような計画を検討、具体化して人材確保実施する。

- ① 世田谷区・東京都等の人材採用に関する助成金等を申請し有益に活用する。

(令和元年度 世田谷区「介護人材採用活動助成金」)

- ② 初任者研修の取得支援を構築し、無資格・未経験者の採用枠を拡大
- ③ 職員等からの紹介（雇用成立した場合に職員に紹介料を付加
- ④ 入社祝金(名称は別)制度→採用後 1年後に支給等
- ⑤ その他
  - ②～④については、高額な紹介手数料を紹介会社に支払うのであれば自前で有益に雇用に活用することを考えていく。

## 2 ベッド管理

長期・ショートステイの総定員 62名に対して稼働率 95% を目標とする。

特養においては区内特養の開設等で待機者数が減少していること、待機者側が希望施設を選択しやすい環境であることもあり、ハード面(施設)等からなのか、特養入所までに繋がらないこともみられている。

選ばれるために、当事業所が他施設に勝るものを作りしていくことが重要となる。また、ショートステイにおいても緊急性が高く特養申請をしながら特養待機としてショートステイで繋いでいるなどの方を除くと、リピーター数は一時期に比べ激減していることもあり、区内の居宅支援事業所に PR 活動を行い、顧客を獲得していくことも重要となる。

両方に言えることは、施設で他の施設よりも勝るおのを外にどう PR していくか一人でも二人でも施設利用に繋げていくことである。

(特養の特化となること)

○施設建物（老朽化・4人部屋等）のデメリットではなく、逆に個室料金等室料金のかからない利用料金が低額であること。

○交通機関の利便性

○近隣に繁華街・商業施設がある

(ショートステイの特化となること、デメリット)

○法人内事業所からの緊急対応ケース等へ迅速に対応していること

○3人部屋が一部屋のため、男性利用者は2人部屋もしくは個室利用となり室料金がかかつてしまうこと。

○個室は唯一居室内にトイレはついているものの室料金が 5,000 円/1 日かかることから稼働率は低く、利用期間は短い傾向がある。

【計画】

(特養)

① パンフレット等に他施設よりも低額な料金であることを明示する。

世田谷区特養ガイドにおいても、更新時期に内容を加筆していく。

パンフレット送付先は、近隣居宅支援事業所や世田谷区地域支援係等としている、特養希望者へ一資料として活用いただく。

## ② 「アルテン通信」 広報紙の作成と配布（2回/年）

余暇活動様子や行事(食)などを掲載した広報誌を作成し、居宅支援事業所等へ送付し施設の理解を深めていく。

### (ショートステイ)

#### ① 入退所時の送迎エリアの見直し

現エリアを拡大して送迎希望者の需要を充足していく

#### ② 空床状況の情報提供

毎月、居宅支援事業所に対し 20 日頃を目途に、翌月及び翌々月のショートステイの空床状況を成城・祖師谷・上祖師谷・千歳台・烏山・宇奈根・鎌田・豪徳寺・船橋地区の居宅支援事業者へ緊急なご利用も含め活用いただくよう FAXにて送信していく。

#### ③ 室料金の見直し もしくは柔軟的な対応

個室料金 5,000 円/1 日について居宅支援事業者などから他施設との比較や意見も聴取しながらニーズにあわせた料金設定を行う。

また、空床があった時に直近で利用相談があった際に室料金がネックとなる場合は室料金については柔軟な対応として空床を埋めて対応する。

#### ④ 緊急受入れのケース

○主治医からの診療情報等取得する時間が無い場合は、介護保険認定時の主治医意見書や訪問看護管理指示書等で代用するなど迅速性を優先し最低限の医療情報で受入れを行う。

○緊急受入の場合、相談日から翌日の入所受入れを最短とする。

但し生命に危険のある場合は相談当日に管理者報告・相談の上受入れを行う。

## 3 利用者サービス

### (介護)

昨年度、介護職員の人的不足もあり夜勤 2 名体制及び日中は平均 7 名の配置でサービスを展開してきた。最低限のサービスは提供していたものの不足していた分、利用者様のニーズや利用者様にあわせたペース等の対応は、職員優先になっていた。今年度、人的補充の中で元に戻して利用者主体のサービス提供をしていく。

ただし、逆に人的に不足していたけれども少ない人数で効率的に介護業務を行うために工夫等も行ってきたことも事実で、その点についてはマニュアル化を図り介護手順としていきたい。

## 【計画】

### ① サービスマニュアルの改訂

排泄・入浴・食事・口腔ケアのマニュアルを再作成(改訂)する、マニュアルの実践確認も副主任が実施していく。

### ② 業務の標準化

職員のペアリングによってケア時間等や人の動き等に差異がみられることが人的不足になった頃が顕著にみられるようになった。

時間の早さ、遅さの問題ではなく、その日の状況もあるが顕著に差があるということは個人差やペアリング差など業務の流れが日々変化している可能性を感じている。

業務を遂行する中で、業務全体見直し、上記①のマニュアルも含め標準化を図る全体のマニュアルも再作成していく。

### ③ 介護業務の軽減化を図る

介護労働負担の軽減のために段階的に介護ロボットもしくは準ずる機器を活用し負担の軽減を図っていきたい。

特に認知症高齢者の徘徊見守りシステム(センサー)や褥瘡予防のためのエアマットなどの充実を図っていきたい。

## (医療・リハビリ)

令和1年2月現在、3名の看護師で早番・遅番の不規則勤務、土日祝日含む毎日の勤務体制となっており、介護同様、看護職においても人材の不足は否めない。看取りの方や脱水予防のための主治医の連携において点滴管理、ショートステイの受け入れや日常業務で看護業務も煩雑化している。

今年度、利用者様の心身の虚弱化が進む中で看護の重要性が高くなることへどう対応していくかを考え掲げていきたい。

リハビリにおいては、理学療法士・作業療法士が月～金曜日、特養及びデイサービス利用者の個別訓練等が継続的に提供されている。

リハビリにおいては、今年度から個別機能訓練加算を取得することを目標・実践していく。

## 【計画】

### ① 個別機能訓練加算の取得

室内での個別機能訓練及び臥床がちな高齢者のベッドポジショニング指導や拘縮予防の運動及びパッド位置等の指導や実践

### ③ 褥瘡予防

虚弱化進行していく中で、褥瘡の発症は利用者様本人も苦痛であり看護も介護も処置する手間で業務が煩雑になることから「褥瘡を作らない」という予防をマニュアル化して実践していく。

#### ④ 健康管理

- 利用者様の1回/1年 健康診断の実施
- 毎日のバイタルチェック及び利用者状態の把握と変化時は主治医と連携
- インフルエンザ予防接種実施（10月～11月）
- 利用者の状態の安定＝看護業務煩雑化の軽減  
　　褥瘡予防やスキントラブル予防の実践
  - ケアマネ、理学療法士及び介護職も含め個別の体位変換やポジショニング、また管理栄養士との栄養状態の把握や補食検討など栄養状態の改善など褥瘡予防マニュアルや対策を作成し実践していく。
  - 乾燥による搔痒感に対しては保湿剤の塗布など皮膚状態を常時観察しながら皮膚トラブルの予防をしていく。

### 4 全体

#### ○委員会の運営

施設長・医務・介護・ケアマネ・生活相談員・管理栄養士・機能訓練指導員の部署による、「感染症予防対策」「事故再発防止」「褥瘡予防」「拘束廃止」等の委員会を指針に基づき定期開催し、予防・対策に努め利用者の方の安全・快適な生活を提供していく。

#### ○虐待防止並びにサービスの点検

管理者ならびにケアマネージャーについては、施設内の環境・ケアの実践状況について定期的に巡視を行い、適切なケアや言葉かけ等の接客等が行われているかまた環境に問題はないかをチェックする。課題があれば、その場での個別指導をする。

虐待に関しては、他部署が巡視することで予防効果にはなる。

#### ○職員研修

世田谷区特別養護老人ホーム研修助成金を有効に活用し、専門職としてのスキルアップのために法人内研修委員会とも連携し法人研修を企画していくこと並びに管理者と連携を図り、特養職員に対して個別のニーズや施設サービスや就労に関する外部開催の研修会。セミナー又特養職員に対して集団研修会を企画・実施していく。

○職員倫理・法令遵守 ○感染予防 ○虐待防止・身体拘束

○介護技術 ○事故再発防止 ○認知症ケア ○腰痛予防

○福祉施設職員のメンタルヘルス ○防災関係研修

個別の研修・セミナー参加に関しては、特養に研修委員が管理者と計画を行い、個別のニーズ(新人・中堅層)も含めた研修・セミナーへ派遣をして質の向上やその伝言研修も実施し施設全体の質を高めていく。

また、介護支援専門員や介護福祉士等の資格支援として実務者研修の費用等の助成も行っていく。

## 5 ボランティアの受入れや地域交流

世田谷区介護支援ボランティア制度の受入れ施設として今年度も活動を支援していく。また他のボランティアも含め、洗濯室、クラブ補助、シーツ交換、話し相手（傾聴ボランティア）等多様なニーズの活動いただくことにより、利用者の生活も豊かになるようにしていく。

また、世田谷区の「高齢者のお休み処」、夏季の熱中対策としての「一時休み処」など、施設スペース（1階食堂）を地域の方へ貸出を行う。

### (地域との交流)

- 通年、地域の「高齢者のお休み処」として施設を開放する。
- 夏季、地域の高齢者の熱中症予防として「一時お休み処」の施設開放
- 世田谷区・区内施設長会・社会福祉協議会などとの共催による  
「小学校生の介護体験」「家族介護者教室」などの実施を行っていく。
- 介護予防事業における「高齢者の食事に関する講義」への管理栄養士の派遣
- 成城地区の文化祭への出展などの交流
- 金曜日(1回/1週)・木曜日(2回/1月 31年4月～)午後に体操サークル  
への施設スペース貸出。(継続)

## 6 災害対策・防犯対策)

大地震等の大災害時の世田谷区との二次避難所協定施設として連絡会や図上訓練訓練の参加・協働していく。また、世田谷区防災無線交信訓練についても、定期訓練として1回/1月継続して行っていく。

定期的な特養本体、また特養と通所施設の合同の避難訓練・総合訓練は継続して実施していく。

法人内では、各事業所と法人全体の大災害時における施設の事業継続計画（B C P）にて風水害を充実させ災害対策を完備させていく。

その中で特養においては自治会や隣接病院等との災害時の応援協定、災害訓練等も実施していくよう計画する。

また、施設自体で外部からの不審者に対する防犯対策を継続して講じるとともに、近隣(自治会)との相互の関係性を高め、地域の防犯活動を連携していく。

### (3) 施設設備に関して

昭和 59 年開設後、30 年以上が経過し施設設備の老朽化が進み、改修・機器の買替など早急に着手する必要性が高まっている。

優先順位をつけ計画的に修繕等を図り施設設備の維持を図っていく。

また、設備等の点検等を実施していく。

#### (短期)

□ 2・3階 水道関係（水量が少ない）

□ 電気コンセント部の修理

#### (長期)

□ ナースコール関係の更新

※万一コール機器の本体故障した場合に部品等が無い状態

#### (点検)

□ 空気環境測定

□ 空気調和設備の排水受け

□ 給水設備点検

□ 排水槽清掃・排水設備の点検

□ 高架水槽清掃

□ 循環浴槽水質検査

□ 空調機器（フィルター含む）清掃

## 令和2年度 事業計画書

### 1.目標と事業方針

令和2年度は地域密着型・認知症対応型を合せた合計利用者数を1日平均17名。日々の収入は¥190,000、ひと月24日営業した場合の収入は¥4,560,000を目指とする。利用者単価は1人1日約¥12,200で、介護度により差がある為全体的に1割少なく見積もると1人1日約¥11,500になる。日々の損益分岐点が約¥180,000である為¥11,500で除すると約15.6人/日である為、目標は16名と設定した。

毎月の事業収入割合が地域密着型8に対し認知症対応型が2である事をふまえ1日当たりの目標収入と目標利用者数を算出すると

地域密着型	= ¥147,000/日	約 13名/日
認知症対応型	= ¥ 37,000/日	約 3名/日

となる。

利用数を更に増やす事と安定化を図る為、現在の音楽リハビリ・書道・墨絵・アクリル画等の「心のリハビリ」に加え、個別機能訓練を前面に出した「心と体のハイブリットリハビリ」を中心としたPRを外部の居宅介護支援事業所に向けに展開したが、体のリハビリ目的なら短時間でリハビリ中心のデイサービスへ行きたいとの希望が多いからとの返答が多く通所に結び付いたケースは無かった一方、音楽リハビリは好評であり音楽リハビリ目的の新規利用者も数名おり、音楽リハビリ目的の見学者も多かった。

その事から今後音楽リハビリの講師と相談の上回数を増やす事を今年度は検討する事とし、心のリハビリについては引き続き、講師が不在でも職員で対応出来る様な仕組み作りを思案中である。身体のリハビリについても外部のケアマネージャーへの告知は継続し、臨機応変な個別機能訓練を実施している事を知ってもらう様務める。

### 2.施設運営

- ・ 営業日 地域密着型通所介護 : 月曜日～土曜日  
総合事業通所介護サービス : 月曜日～土曜日  
認知症対応型通所介護 : 月曜日～金曜日  
(休業 : 日曜日・祝祭日・年末年始 12/29～1/3)
- ・ 営業時間 8時45分～17時30分
- ・ サービス提供時間 9時～17時
- ・ 利用者定員数 地域密着型通所介護・総合事業通所介護サービス : 18名  
認知症対応型通所介護 : 12名

## 成城訪問介護ステーション

# 令和2年度事業計画

### 1. 基本方針

利用者が要介護状態になっても住み慣れたご自宅でその人らしく暮らすことができるよう、利用者の尊厳、権利を守り、利用者の立場に立った専門性の高いサービスを提供する。地域福祉の担い手として信頼されるヘルパーステーションを目指す。

### 2. 重点目標

#### (1) 人員不足の解消

上半期には少なくとも1人常勤を獲得する。非常勤、登録ヘルパーの募集を引き続きしていく。

#### (2) 増収

軽介護度で独居の利用者が増えたことによるニーズの多様化に対応すべく、介護保険ではまかなえない自費のサービスにも柔軟に対応していく。また土曜、日曜、早朝、夜間も稼働することで他社との差別化を図る。

各居宅支援事業所に空き情報の送付。常勤分のケースは維持しながら 登録ヘルパーの稼働率100%を目指す。

### 3. 職員体制：管理者 1名（兼務）

サービス提供責任者 1名 ・ 兼務 1名

登録ヘルパー 4名

目標数：利用者数 月平均 40名 訪問数 月 400件

### 4. 実施内容

#### サービス提供責任者の業務

- (1) 訪問介護計画書の作成
- (2) 利用申込みの調整
- (3) 利用者の状態変化、サービスへの意向の定期的な把握
- (4) 居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）
- (5) 訪問介護員に対しての具体的援助方法の指示及び情報伝達
- (6) 訪問介護員の業務の実施状況の把握
- (7) 訪問介護員の業務管理
- (8) 訪問介護員に対する研修、技術指導等

## ヘルパーの業務（常勤・非常勤・登録型）

### (1) ホームヘルプサービスの実施

## 5. 人材の育成、研修計画など

研修を定期的に企画し介護技術や介護知識の向上ならびにマナーや資質向上を図る。

- ・法人内研修会 年5回（職員、登録ヘルパー）  
　　サービス提供責任者研修 レベルアップ研修等へ出席し、知識や技術を高める。
- ・サービス提供責任者現任研修  
　　（小倉しづ代 斎藤利佳 世田谷区福祉人材育成センター、時期未定）
- ・自己研鑽として資格取得（介護福祉士、介護支援専門員など）

## 6. 実習生の受け入れ

10月～2月 東京慈恵会医科大学看護学科 在宅看護学実習 16名

## 令和2年度事業計画書

### 1. 事業方針

- (1) 在宅において生活される利用者が、その有する能力に応じて自立した日常生活がおくれるよう支援する。また、その多様なニーズに対応した適切なサービスの提供が行えるよう、質の高いマネジメントを行う。
- (2) その心身の状況や住環境などに応じ、福祉サービスや保健医療及び地域における資源等を適切に活用できるよう支援を行う。
- (3) サービス事業者の選択にあたっては、本人及び家族による自己決定とし、特定の事業者に偏らないよう公正中立な情報提供を行う。
- (4) 利用者が在宅における日々の生活が円滑におくれるよう、法人の運営する他事業所や外部のサービス事業所及び医療と連携して支援を行う。

### 3. 事業内容

- (1) 居宅サービス計画の作成・面接・モニタリング・サービス調整及び担当者会議の開催・給付管理
- (2) 地域包括支援センターからの委託を受けて行う介護予防マネジメント
- (3) 市区町村からの委託を受けて行う要介護認定等の調査
- (4) 介護についての相談支援や要介護認定の申請と代行の事務手続きの実施

### 4. 今年度の重点目標

#### (1) 事業運営

職員体制の安定化を図り、人件費対象(6名体制：190件以上)での黒字化を目標とする。担当件数の減少時には、事業対象地域の地域包括支援センターに空き状況を報告して、新規利用者の受入を積極的に行う。

#### (2) マネジメントの質の向上

利用者の地域における生活を支えるためには、介護保険サービスや医療、地域の資源など多様なサービスの活用が求められている。そのニーズに対応した適切なサービスの提供が行えるよう、質の高いマネジメントの実現を目標として、事例検討会など外部研修等に積極的に参加し、個々の介護支援専門員のスキルアップを図ると共にサービス事業者との連携を密に行いながら、適切なマネジメント実施と支援の質の向上を図る。

### 5. 人材育成

新任職員には指導担当介護支援専門員によりOJTを実施。また、事業所内での日々のミーティング時などに相談する時間を設ける。指導担当介護支援専門員以外からも情報提供や助言の機会を設けて、適切な業務遂行ができるよう指導する。

## 6. 職員研修

### (1) 外部研修

研修名	受講対象者
更新研修：専門研修課程Ⅰ	就業後6ヶ月以上の者
更新研修：専門研修課程Ⅱ	専門Ⅰ修了者で就業後3年以上の者
主任介護支援専門員・更新研修	主任介護支援専門員（専従期間5年以上）・ケアマネリーダー・認定ケアマネジャー（専従3年以上）・地域包括支援センター主任ケアマネジャー
その他の研修（東京都、世田谷区、世田谷区福祉人材育成・研修センター、世田谷ケアマネジャー連絡会）	全職員

### (2) 内部研修

研修種別	受講対象者
法人内研修 ＊年間9回開催・内容は別途	全職員
法人内居宅連絡会（毎月）	全職員

### (3) 新任研修

対人援助技術・ケアマネジメント・アセスメント・プランニング・モニタリング・権利擁護	指導担当職員の同行訪問・指導・ケアマネジメントの確認
サービスの提供・社会資源・福祉用具の購入・住宅改修	受け持ちケースの中で担当職員がフォロー
パソコンの操作方法など	管理者・他介護支援専門員がフォロー

※法人の運営理念などは、法人内研修実施。

## 令和2年 事業計画

### 成城訪問看護ステーション

世田谷区では、平成18年度から特別養護老人ホームの新設が続き、令和元年度までに7か所の特別養護老人ホームが新設されベッド数が439床増えています。このことにより、施設入所が進み区内の在宅でのサービスを利用する方が減少傾向にあります。そのため、訪問看護ステーションもその影響を大きく受けています。令和2年度以降も施設入所者は増加することを考え、事業計画を立てました。

医療保険利用者の訪問看護の増加を目指す。

介護保険利用者が徐々に減少傾向のため、訪問看護利用者の比重を医療保険利用者へ

#### ① 難病患者の受け入れの増加

これまで、パーキンソン病などの難病患者を受け入れてきました。今後はさらに利用増加をはかるため、病院の医療連携室への営業活動を行うことにより利用者増を図る。

#### ② 精神科訪問看護の拡大

職員全員が、精神科訪問看護算定要件を満たす研修を修了しています。精神科訪問看護を実施していることを地域の病院やケアマネジャー、区の保健師等へ広報活動を行い、利用者増を図る。

#### ③ 末期がん等の受け入れ

訪問看護利用の準備期間があまりないまま、退院するが多く対応が大変なことが多いが、できるだけタイムリーにサービスが提供できるような体制をとる。

緊急時の連絡相談や緊急訪問はこれまで通り継続し、往診の先生方との連携がスムースにできるように対応する。

#### ④ 重症の障害児の受け入れについて

これまでも依頼があれば対応をしてきたが、今後は重症心身障害者の訪問看護を実施することについて、関係機関に広報活動を行い、利用者増を図る。

### 職員の新規採用

平成30年度に欠員が生じてから今まで新規採用ができていません。緊急対応や、新規利用者の急な受け入れについては、常勤

職員の増加が必要です。令和2年度には、採用できるように取り組んでいきます。

近隣の動向として、訪問看護ステーションの新設や撤退が相次いでいます。新規にできるのは、精神科に特化した訪問看護ステーションで、長く運営してきた訪問看護ステーションが経営の悪化で撤退する状況が起きています。上記に挙げた特別養護老人ホームの新設により在宅での利用者が大きく減少したことによると予想しています。当法人は、4か所の居宅支援事業所と4か所のあんしんすこやかセンターを運営しています。同一法人での連携を強化し、運営を確実なものにして経営の安定化を図ります。

# 令和2年度事業計画書

祖師谷ケアセンター

## 1.事業方針

令和2年度も、引き続き地域密着型通所介護を運営していきます。課題でありました職員体制についてですが、昨年の8月より常勤職員2名を採用することができました。これにより、今年度の利用者定員数は現状の18名を維持していきます。介護職未経験の新入職もありますので、定着できるよう教育等に力を入れ、安定した運営を目指していきます。

利用者増については、職員体制が整ったことから高い稼働率を目指していきます。昨年度より、機能訓練指導員を配置し体操を中心とした集団リハビリを実施しておりますが、今年度は新たなりハビリ機器を導入し、個別の機能訓練プログラムの提供を検討していきます。同様に、利用者・家族からのニーズが高い入浴サービスを充実することも合わせ、二本の柱を作ることでより希望に沿ったサービスの提供ができるように努めています。祖師谷の狭いエリアの中には多くのデイサービス事業所が存在しており、競争の激しさは増してきています。その中で選択肢の一つになれる事業所になるためには、成城ケアセンターとの棲み分けなども含め、祖師谷ケアセンターが目指していく方向性についても、同様に考えていきます。

昨年10月より併設にて居宅介護支援事業所を開設しました。同所のケアマネージャー2名と連携すること、地域のあんしんすこやかセンターや居宅支援事業所などに、積極的に情報を発信し広報活動をすることで、利用者増に繋げていきます。

施設の老朽化も顕著になっております。今年度は、建物の外壁を中心とした大規模修繕が秋口より実施されますが、祖師谷ケアセンターにつきましては、7月より空調設備の交換工事の実施が決定しております。この間の事業休止の検討もなされました。工事内容の見直し等を含む調整が順調におこなわれ、大幅な工期短縮と工事期間中の営業が可能となりました。今後も様々な修繕工事の予定が出てくるかと思われますが、できるだけ利用者・家族の負担にならないように、事業に影響がないように調整をしていきます。

世田谷区の委託事業であります区営高齢者住宅生活協力員業務は、前年同様に実施していきますが、配食サービスにつきましては世田谷区の配食サービス事業廃止決定に伴い、令和2年3月末で終了となっています。

## 2. 事業運営

### (1) 目標稼働率

稼働率：①地域密着型通所介護 60%

### (2) キャリアアップを図り、サービスの質の向上につながる研修機会を確保する。

法人内研修 定期開催

事業所外研修 隨時

### (3) 運営推進会議の開催

(年2回)

## 3. 運営実施内容

### (1) 利用者定員数

地域密着型通所介護 18名

### (2) 対象地域 祖師谷・上祖師谷・砧・千歳台・成城・大蔵・桜丘

### (3) 事業内容

①提供サービス：レクリエーション／体操／手工芸／音楽リハビリ／書道等／季節行事／送迎／食事／入浴／介護／相談など

#### ②世田谷区委託事業

シルバービア生活協力員（区営リラ祖師谷）＊懇談会開催

#### ③成城大学教職課程介護等体験実習生受け入れ

#### ④地域交流事業

ミニデイ・体操自主グループ等への協力

併設の祖師谷児童館との交流

### (4) その他

#### ①職員定期健康診断実施

#### ②避難訓練・防火訓練の実施

# 令和2年度事業計画書

祖師谷介護保険サービス

## 1. 事業方針

ご利用者が住み慣れた地域で、在宅生活が送れるように、一人ひとりのニーズを的確に把握し地域資源を活用しながらケアプラン作成を行い、公立・中正で質の高いケアマネジメントが提供できるように努めてまいります。さらには、地域包括ケアシステムの構築を念頭に置きながら地域住民やボランティア、商店街の方々との繋がり、病院や地域包括支援センター、介護保険事業所との連携を密にし、地域の担い手として自覚を持ちながら事業展開に取り組んでまいります。

## 2. 事業運営

- (1) 事業所運営に当たり、新規利用者の受け入れ目標を5件/月以上とし、運営状況の安定により新規常勤・非常勤職員の増員を検討します。居宅サービス計画数の増加に伴い作成数95件以上を目標に経営の安定を図ります。ご利用者の新規獲得に伴い同一法人内のケアセンターとの連携により、円滑な支援が行えるように取り組んでいきます。担当件数に空きが出た場合は、担当地域の地域包括支援センターや病院に向けて新規獲得を図ります。
- (2) 介護予防支援業務の委託を受け、地域包括支援センターと連携し、ご利用者が自立した日常生活・自己決定ができるように援助を行います。
- (3) ケアマネジメントの質の確保
  - ①ご利用者が地域で日常生活を営む上で、介護保険サービス、医療、地域資源等を利用し、日常生活が送れるように、専任ケアマネジャー個々の質を上げていきます。法人内事業所連絡会の定期開催や管理者および職員との交流を深め、事例検討や情報共有を図りサービスの質の向上、事業の適正化・健全化に繋げます。
  - ②専任ケアマネジャーの一人当たりの件数を35件/人とします。
- (4) 要介護認定調査を15件/月程度を受託していきます。
- (5) 職員のスキルアップができるように、外部を含めた研修に積極的に参加していきます。
  - ①法人研修
  - ②事業所外研修 隨時

## 3. 事業体制

- (1) 従業者人員/介護支援専門員2名（管理者含む）  
主任介護支援専門員は、今後猶予期間中に取得予定です。
- (2) 営業日 月～金曜日 9時00分～17時00分

# 令和2年度事業計画書

鎌田ケアセンター

## 1.事業方針

令和2年度は、昨年同様に通所介護及び認知症対応型通所介護を運営していきます。職員体制が安定しない状況ではありますが、近隣のデイサービスとの競合が年々厳しくなっている状況を踏まえ、より利用者のニーズに合ったサービスの提供ができるように改善・見直しを図っていきます。

また、令和3年4月より、併設の区民センターの大規模修繕が約1年にわたって行われます。その間、非常に厳しい事業運営が予想されますので、一定期間代替施設へ移行するのか、あるいはその間の事業を休止するのかなど併設の介護保険サービスも含めて、様々な角度から検討し最善の方法を考えていきます。

利用者増については、特にニーズの高い入浴サービスを充実させることが必須と考えますが、介護職員の配置が難しいこともあり入浴者増に至っていません。午前だけでなく午後も入浴を実施することなど、少人数のスタッフでも対応できる試みを検討し実施していきたいと考えています。

もう一つの課題である機能訓練プログラムの充実については、一昨年より全体活動としての体操の時間を以前の倍程度に増やしていますが、機器を導入することや広い室内を活用して歩行機会を増やすことなど、個別的なプログラムを増やすことで利用者・家族のニーズに対応していきます。また、法人内の機能訓練指導員の導入も検討していきます。脳トレにおいても同様で、実施時間を増やし、内容・種類を充実することで認知症予防プログラムとして充実させていきます。

昨年度後半より、認知症対応型通所介護利用者の廃止が相次ぎ稼働率は25%弱程度まで落ち込んでしまいました。新規での利用も厳しい状況ですが、一般の通所介護であってもよほど重度でなければ認知症の利用者を受け入れていて、より単価の高い認知症対応型通所介護が選ばれずらくなっています。現状では、あまり認知症対応型にこだわることなく通所介護の利用者を増やしていくながら、認知症対応型の移行対象者には積極的に働きかけていくことで増加を目指していきます。併設の居宅介護支援事業所との連携はだいぶ進んできていますが、さらに継続していきます。

職員体制は、退職者が続き不安定な状況が続いているが、来年度の大規模修繕に合わせ短期的な移転も考えられますので、これ以上職員の離職につながらないように最大限の配慮が必要と考えています。また新規の雇用については事務局と連携しながら、未経験人材の積極的採用や時短勤務・給与の見直しなど募集方法を工夫していくことで、新しい雇用につなげていきます。

区営高齢者住宅生活協力員業務は前年同様に実施していきますが、配食サービスにつきましては世田谷区の配食サービス事業廃止決定に伴い、令和2年3月末で終了となっています。

## 2. 事業運営

### (1) 目標稼働率

稼働率：①通所介護 80% ②認知症対応型通所介護 40%

### (2) キャリアアップを図り、サービスの質の向上につながる研修機会を確保する。

法人内研修 定期開催

事業所外研修 隨時

### (3) 運営推進会議の開催（認知症対応型通所介護）

（年2回／9月・2月を予定）

## 3. 運営実施内容

### (1) 利用者定員数

①通所介護及び総合事業通所介護 25名

②認知症対応型及び介護予防認知症対応型通所介護 12名

### (2) 対象地域 鎌田・宇奈根・喜多見・玉川・岡本・瀬田・大蔵

### (3) 事業内容

①提供サービス：レクリエーション／体操／手工芸／音楽リハビリ／書道等／季節行事／送迎／食事／入浴／介護／相談など

#### ②世田谷区委託事業

・シルバービア生活協力員（玉川三丁目アパート）＊懇談会開催（1回／月）

③食事サービス活動推進の会運営への協力（鍵の管理・会計監査等）

#### ④地域交流事業

・併設区民センターとの連携 ①企画委員会への出席（1回／月）

②区民センター祭への参加（1回／年）

③区民センター各種イベントへの参加（適時）

・地域小学校の地域探検授業受入や中学校の職場体験授業受入など

⑤成城大学教職課程介護等体験実習生受け入れ

⑥地域公益事業（ボランティアルームの貸出）

# 令和2年度事業計画書

鎌田介護保険サービス

## 1. 事業方針

今年度は、引き続き計画作成件数の目標達成・維持に努め、事業の安定・健全化を図つてまいります。常に利用者の立場に立って、利用者の意向を踏まえ公平・中立に対応し、より質の高いケアマネジメントが提供できるように努めてまいります。利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援していきます。入退院時には、医療機関との連携を図り在宅生活の再開に向けて支援します。又、併設の通所介護事業所との連携を図り、事業所全体の運営の安定につながるように努めてまいります。また、令和3年4月より、併設の区民センターの大規模修繕が約1年にわたって行われます。その間の運営方法について併設の通所介護事業所も含め、検討していきます。

## 2. 事業運営

- (1) 居宅サービス計画作成件数は総数105件／月超程度を目指として、毎月目標達成できるよう新規プランを積極的に受けていきます。
- (2) 介護予防支援業務の委託を受け、地域包括支援センターと連携し、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、また、自己決定ができるように援助していきます。
- (3) ケアマネジメントの質の確保
  - ①専任ケアマネージャー1人当たりの計画作成件数は39件／人を標準とします。
  - ②職員個々のスキルアップを図るとともに、法人内事業所連絡会を定期的に開催し、管理者及び職員との意思疎通を深め、事例検討や情報の共有を図り、サービスの質の向上、事業の適正化・健全化につなげていきます。
  - ③公平・中立性を確保する観点から、特定の事業所にサービスの偏りがないよう留意していきます。
  - ④誰が見ても理解し対応できるようにケース記録の整理を行っていきます。
- (4) 要介護認定調査を15件／月程度は受託していきます。
- (5) キャリアアップできるよう積極的に研修に参加していきます。
  - ①法人内研修 年6回予定
  - ②事業所外研修 隨時参加し、ケアマネジメントに活かしていきます。

## 3. 事業体制

- ①従業者人員管理者1名

介護支援専門員3名（管理者兼務含む）

- ② 営業日： 月～金曜日（休業日：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始）

営業時間： 9時00～17時00分

## 令和 2 年度 事業計画

社会福祉法人 古木会  
鳥山グループホームくつろぎ

### 事業方針

利用者の支援については、自立支援を基本としながらも、生活上の安全を第一と捉えながら身体機能の維持と寝たきり予防に努めます。

大規模災害等への対応を含め、地域との関わりを重視し、地域主催の会議、行事などへ可能な限り参加し、ボランティアの受け入れや町会等地域住民の協力を得て地域社会貢献事業に取組みます。

人材不足の社会状況の中で、現在の介護職員の定着を図り、尚且つ新規職員の採用が円滑に進む方策を検討していきます。

新規事業所が増える状況の中で、入居希望者や地域の居宅事業所の信頼を得るようPR活動を行ないます。

### 事業内容

1. 利用者の状況は、昨年度末に特養ホームへの入所などを理由に定員の約半数近くが退所となり、替わっての新規利用者は日常生活自立度（ADL）が高い傾向となっています。そこで個人毎に体調の変化や ADL の低下を見逃すことなく、転倒予防や病状の急変に対応して、安全に配慮した自立した生活を行なって頂けるよう支援の充実を図ります。

日常の支援としては、利用者の個々の自立度に合わせた近隣公園への散歩や買物同行等の他、室内でも元気ハツラツと生活できるアクティビティ（健康体操・音楽レク・趣味活動等）を利用者の希望に沿って実施します。また介護予防のためには、日常生活での家事（掃除や調理等）も機能訓練の一部として職員が同行支援しながら実施していきます。

2. 季節行事（4月お花見昼食会・9月敬老祝い会・12月クリスマス会等）をご家族や地域ボランティアの参加、協力を得て実施します。

その他、利用者の個別ニーズに対応し、地域で開催される行事や集まりなどにも家族や地域ボランティアの同行支援を得て参加し、地域との交流機会を促進します。

### 3. 健康管理と医療連携

昨年度同様に訪問診療の定期往診（月4回）、成城訪問看護ステーションによる定期訪問（週1回）などの協力により利用者の心身の変化に迅速に対応します。またインフルエンザやノロウィルスの流行時期を前に、予防接種や感染症予防対策の職員研修を行い、感染が拡大しないように努めます。

施設では日々の口腔ケアを実施していますが、利用者の歯科診療のニーズが増しているため訪問歯科診療についてもその定期実施を含め導入を検討していきます。

4. 「運営推進会議」を年6回（原則奇数月実施）に開催します。地域住民の参加と家族の参加も得て、グループホームでの生活の報告と役割・機能を発信します。会議では施設運営と利用者支援の状況を報告し、身体拘束や虐待防止の取組みなども報告していきます。
- また地域ボランティアの受け入れと地域交流を継続して行います。
- 現在の「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」によるシニアボランティアの受入れを継続・拡大して、利用者のアクティビティ活動等を支援します。
5. 人材不足の社会状況の中で、現在の介護職員の定着を図り、職員体制の効率化を図りながらも、同時に新規職員の採用が円滑に進む方策を検討していきます。
- 職員の一般募集に関しては、介護未経験者や介護職経験を積んだ高齢職員の短時間採用なども実施します。
- また職員の育成を図る研修は、個人毎の経験や能力に応じて個別研修計画を作成し、法人研修や世田谷区福祉人材育成・研修センター等外部研修などにも職員を派遣・参加し、スキルアップに努めます。尚、世田谷区高齢福祉課によるグループホーム介護職員等研修費助成を活用し、職員研修制度の充実を図ります。
6. 外部評価機関による第三者評価結果を基に、利用者支援やサービス内容の改善を行ない、定期的に世田谷区に報告、情報をインターネットで公表します。
7. 昨年度から3カ年度の中長期事業計画を策定し、法人内事業所としての事業運営についての目標設定に基づき事業運営を行ないます。
8. 災害対策及び緊急時の対応
- 今年度も利用者・職員全体での防災避難訓練を定期的に実施します。
- 首都直下震災も想定し、緊急時の法人内、家族連絡体制とBCP(事業継続計画)の策定や防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めます。また昨年度世田谷区内でも発生した風水害の教訓を生かし、ホーム建物内での垂直避難訓練も実施し備えます。また地域町会とも連携を図り、地域防災訓練への参加など地域住民と協同して行なえる役割を努めます。
9. 個人情報の保護について
- 個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いの注意事項等について定期的に会議や研修などを通じて職員に指導します。
10. 地域における公益的な取り組みについて（社会貢献事業の実施）
- 事業所運営の他、施設の機能を生かした地域住民への貢献事業を企画、実施します。
- 地元町会や関係機関（あんしんすこやかセンター等）との連携により行ないます。
- \*（高齢者認知症カフェ、地域の自主運営グループとの協力による高齢者サークル）

## 令和 2年度 事業計画

社会福祉法人 古木会  
高齢者在宅復帰施設ほのぼの

### 事業方針

高齢者在宅復帰施設「ほのぼの」の管理運営については、特別養護老人ホーム等の介護保険施設からの退所者や、在宅生活困難者・住宅困窮者等他、緊急一時保護者について、世田谷区高齢福祉課を窓口として受入れを行ないます。

その事業運営については、グループホームとの併設のメリットを生かして運営の効率化を図り、また利用者の自主性・社会性を尊重し、自立した日常生活の維持と在宅復帰に必要な生活支援を行ないます。

### 1. 施設運営

高齢者在宅復帰施設の目的及び条例の位置づけに基づいた管理運営を行います。

- 1) 高齢福祉課への月次報告書、及び年次報告書、自己評価を作成し提出します。  
月次報告は、保健福祉課担当者の訪問や利用者の外出、医療受診他、施設での生活状況について報告を行ないます。緊急時の利用者の変化は、遂次担当ケースワーカーに報告するほか、重要な事項は高齢福祉課へ状況報告を行ないます。  
年次報告は、施設の利用状況、利用者支援状況、管理運営状況、利用者による評価、及び自己評価等を総括し報告します。

一昨年度より年度初めに施設内覧会を実施しており、今年度も実施します。

世田谷区内保健福祉課、生活支援課職員の職員異動に伴い、ほのぼのの施設利用情報が区担当職員に周知されないことを受けて、高齢福祉課と共同して行なうものです。内覧会を機会に、区職員との連絡、連携を図ることになり、内覧会の実施後は入所希望や相談が施設にも寄せられる傾向にあります。

- 2) 利用者支援については、職員が統一した生活支援方針に沿った支援を行います。  
ミーティングや職員間の申し送りを行ない、利用者の支援情報の共有を図ります。  
また昨今は、施設の入所要件である自立高齢者の利用率が減少し、要介護で認知症高齢者（要介護1～2程度）の利用者が増えている現状から、施設の環境整備（施設内の安全確保のための居室内手すりの設置とセンサーポールの導入等）を実施します。また介護職員のスキルアップを研修等で推進して、要介護利用者の受入れの拡大に努めます。
- 3) 利用者ニーズに沿った施設運営・施設サービスの提供を行う為、個々の利用者満足度調査（退所時）を行います。その結果は施設として評価・検討し、その結果を隨時生活支援に生かして業務の改善に取り組みます。

- 4) 支援内容は相談援助・散歩外出援助・買い物援助・日常生活支援（洗濯・清掃）等を利用者の自立を損なわないよう配慮して行ないます。認知症等の要支援者には職員の見守りや介助も必要なため対応します。その他レクリエーションや季節行事などを併設のグループホームと一体的に実施し、利用者の希望に沿ってご参加頂きます。
- 5) 利用者支援にあたり、行政との協力を図りながら運営を行い、利用者サービスの向上の為に、各支所の保健福祉課、生活支援課や他の高齢者福祉施設とも連携します。とりわけ在宅復帰に関しては、退所後の生活について、利用者自身の希望や意思が十分に尊重されるよう区の担当ワーカーと共に支援します。
- 6) 職員の要介護業務のスキルアップのため、計画的な職員研修（法人研修・外部研修）を実施する他、グループホームと合同で認知症等高齢者の介護、救命救急（AED講習）などの施設内研修も実施します。
- 7) 災害・防犯等緊急時に向けての対応  
定期的に併設事業所と合同で利用者・職員全体での防災避難訓練を実施します。首都直下型震災も想定し、防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めるほか、地域町会（鳥山中町会・協和会）とも連携を図り、災害時相互応援協定に基づいた協力体制を維持します。また防犯対策についても敷地・建物の安全管理の徹底と、周囲の巡回点検に努めます。＊災害時福祉避難所の開設等
- 8) 個人情報の保護について  
個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いについて、定期的に研修などを通じて職員を指導し保護に努めます。
- 9) 感染症の予防について  
職員、利用者共に手洗い・うがいを励行し、清掃と衛生管理を実施します。インフルエンザやノロウィルスへの対策として、予防接種（利用者、職員）とガウンテクニックなどの感染症予防の職員研修を行い、感染の防止に努めます。
- 10) 地域における公益的な取り組みについて（社会貢献事業の実施）  
併設事業所と連携し、施設の機能を生かした地域住民への貢献事業を地元町会や関係機関との連携により企画、実施します。  
(駐車場を使用して地域住民参加型の防災訓練等)
- 11) 建物の管理及び業務の再委託について  
今年度、3Fに浴室の新設工事（男性トイレ箇所）を実施する他、各居室内への手すりの設置を行なう予定です。また、1F駐車場前の部屋の改装工事を実

施し、令和3年度からは地域社会貢献事業の一環として、認知症カフェ等広く地域にPRできる事業展開を行なう予定で検討していきます。

その他、建物・設備の定期点検を行ない、異常や修繕箇所を確認した際には、高齢福祉課に報告し、補修工事などにより維持・管理に務めます。また修理や専門性の高い各種設備の定期的な保守・点検については、専門業者への再委託を行ない実施します。

#### 再委託業者

エレベーター設備・・・東芝エレベーター(株) 遠隔点検毎月他 定期点検

消防設備 ・・・ 中央報知器(株) 年2回

空調設備（ガスヒーポン）・・・東京瓦斯（株）西部都市エネルギー部

床面清掃 ・・・ キングランメディケア（株） 年3回

庭木剪定 ・・・ 青山造園（株） 年1回

防炎カーテンメンテナンス ・・・ キングラン商事（株） 年1回

## 1. 事業方針

今年度も運営、経営の安定を目標に取り組んでいきます。

運営面は、介護職員の雇用状況(常勤・非常勤)が安定しないため派遣職員で対応する現状です。介護職員の量的な不足は、当事業所だけに起こっていることではなく、職員の定着化を図ることが経営、運営の安定に繋がっていくと考えております。現在就業している職員の健康管理、公休消化など、職員のモチベーションが継続できる環境を整えていきます。派遣職員を上手に活用しながら、将来を見据えた若い常勤職員を雇用・育成するとともに、玉川地域に暮らす地域を支えている方々の力(非常勤職員)も借りながら安定を図っていきます。また研修機会を増やすなど、専門職としての人材育成、スキルアップを図り、サービスの質も向上させていきます。

また経営面では、派遣職員など人件費の割合が高く、厳しい状況が続いておりますが、現在、令和元年8月より開設された中町介護保険サービスや今後開設を控えている中町訪問看護ステーションとの連携により、空きベッドではなく満床となっております。今後は、派遣職員から将来を見据えた若い常勤職員や非常勤職員へと入れ替えながら、人件費を抑制できればと考えております。また待機利用者を多く抱えることで、入所者退所後からの空きベッド期間を少なくし、その期間による収入の減少を抑えていきたと考えております。

## 2. 事業運営

### (1) 人員配置

令和元年12月から1月にかけて急な職員退職や入院などが数名出てしまい、日中の1フロア一職員3名体制を確保できていません。人員の配置基準を満たせず、職員の公休が消化しきれない状況です。また今後、退職希望者もいるため、引き続き事務局と相談しながら早急に職員を探用し、日中の勤務体制3名を確保していく。

### (2) 人材育成

世田谷区の研修費助成を受け、法人内研修、世田谷区福祉人材育成・研修センター(認知症ケア研修)、グループホーム連絡会内研修等の外部研修などを活用し、職員の専門職としてのスキルアップに努めていく。内容としては、①身体拘束・高齢者虐待 ②介護技術 ③接遇マナー ④虐待 ⑤防災について ⑦AED操作訓練などを実施予定。

### (3) 地域交流・活動

町会行事などにも積極的に参加するとともに、日々の外出活動や音楽リハビリ(世田谷区の認知症サポーター養成事業や社会福祉協議会のボランティアを活用予定)などの余暇活動、季節行事などを実施し、利用者が心身ともに安定した生活が送れるよう支援していく。またふるさとの理念である自立支援を念頭においたケアを継続し、日常生活動作の中から身体機能の維持向上を図っていく。

- (4) 運営推進会議 2ヶ月ごと(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に開催し、利用者家族や地域住民代表、世田谷区職員や地域包括支援センター職員等と交流の機会を通し、地域に開かれた事業所としてサービスの質の確保を図っていく。
- (5) 医療連携 日々の健康管理、緊急時対応等、在宅診療、訪問看護との連携を密に展開していく。令和2年1月下旬、ふるさと内で感染性の嘔吐・下痢症状の利用者が数名発症したが、在宅診療医と訪問看護職員の早急な対応により、入院や重篤な状況にならず終息しております。また利用者健診やインフルエンザ予防接種の機会を確保し、健康状態の把握、重症化を引き続き、予防していく。
- (6) 家族との交流 前記運営推進会議や季節行事である町内会のお祭り、花火大会、敬老会などを通して交流の機会をつくる。またご家族が面会等で来館された場合は、職員側から積極的にコミュニケーションを図り、利用者の現況を伝えるなど、サービス業の基本に立ち、職員は行動する。家族との信頼関係が構築できていれば、例えば緊急対応や事故発生時等もスムーズな対応が実施されるとともにあらゆる面でリスク軽減が図れる。
- (7) 運営資金 単年度黒字化を図り、借り入れ資金を計画的に返済できるよう努めていく。まず第一に、空きベッドを作らないことが収入のアップに繋がる。また現状は派遣職員に頼らざるを得ないが、常勤職員・非常勤職員・派遣職員のバランスを考え人件費を抑制しながら、支出の減少に歯止めをかけ収支を安定させ、徐々に借り入れ資金を返済していく。

令和2年2月〇日

## 1、事業方針

住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、要介護・要支援のご利用者1人々のニーズを的確に把握し、気持ちに寄り添いながら自立を支援していきます。また生活意欲が高まり、その人らしい生活ができるように努めます。更には地域包括支援センター、介護保険事業所、医療機関等との連携を密にし、地域の担い手としての自覚を持ち事業展開を致します。

## 2、事業運営

- (1)居宅サービス計画の新規作成数は5件/月とし、一人35件を保持できる事を目標とします。
- (2)新規職員の早期増員をし、安定したケアプラン作成、健全な事業展開をします。
- (3)認定調査5~8件/月。地域包括支援センターと連携し、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、また自己決定ができるように援助します。
- (4)ケアマネジャーの質の確保  
法人・外部研修に参加しキャリアアップとともに、地域との連携を密し、事業の適正化・健全化を図る。

## 3.事業体制

- ①従業員人員/介護支援専門員1名
- ②営業時間月～金曜日 9時00分～17時00分

## 1、事業方針

超高齢社会の現在在宅生活を余儀なくされている方々も多く訪問看護の重要性は高い。

住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、要支援者・要介護者・医療依存の高い方・精神疾患の方等一人ひとりのニーズを的確に把握し本人・家族の気持ちに寄り添いながら支援する事が重要であり、地域包括センター・居宅支援事業所・区・都・医療機関等の連携を密に行う必要がある。そのためには職員の確保及び研修などの機会をふやし、サービスの拡大・質の向上に努めたいと考える。

## 2、事業内容

### (1) 医療保険制度の訪問看護

医療ニーズの高い方々に対し在宅医療を推進する一つの方法として頻回に医療が必要な患者に対しそのQOLを確保し、一人一人の病状に応じた適切な看護を提供します。また精神疾患者の在宅生活も増加していることから自立支援に向け寄り添いながら看護致します。

対象者 末期がん患者（麻薬使用・IVH） 難病患者 人工呼吸器使用者  
在宅酸素療養者 重症の心身障害者 精神疾患者

### (2) 介護保険制度での訪問看護介護を必要な利用者に対し、生活の質の確保を重視し介護をする状態になっても、できる限り自宅で療養生活ができるよう支援を行い、日常生活の動作能力の維持・回復をさせるように援助しできる限り介護者の負担の軽減に努めます。

## 3、職員体制

- (1) 管理者 1名 (看護師)
- (2) 常勤職員 2名 (看護師)
- (3) 非常勤職員 1名 (看護師)

## 4、運営体制

月曜～金曜日（日曜・夜間・祝祭日・年末年始は携帯電話にて24時間対応）

営業時間 9：00～17：00

## 5、利用者月額目標数

人数：約50人

訪問延べ回数：350回以上

収入：約2400,000円/月

## 令和2年度 事業計画

社会福祉法人 古木会  
喜多見グループホームかつらの木

### 事業方針

昨年度上半期、入居状況において空室が重なり新規入居者の確保が困難な状況であった。経営規模の小さなグループホームにおいては、経営状況の変化に対応し、不安定な経営状況に陥ることのないよう、今年度はベッド稼働率を維持していくための取組みを行います。

また現在世田谷区内のグループホームが44か所、特別養護老人ホームの新規開設等施設が増加している中で、数ある施設の中から選ばれる施設づくりを目指します。介護職員の人員不足の状況が常態化しており、昨年度も派遣職員の雇用に依存した経営にならざる得ない状況であったため、今年度は離職を防ぐための取組み、また新規職員の確保に向け、より一層取り組んでいきます。

利用者支援においては、地域の中で繋がりをもちながら地域住民の一員として生活が営めるよう積極的に地域に展開し活動していきます。また地域包括ケアの観点からも、地域における認知症ケアの拠点として、社会的責任を果たしていくよう取り組んでいきます。

### 事業内容

1. 経営の安定を図る具体策として入居者が入院等で居室に空きが出た際に、家族に了承を得た上でショートステイを活用し、ベッド稼働率を維持していくよう努めます。またショートステイ選択者の半数以上が待機者であることからもショートステイを活用しながら待機者の確保に努めます。その他パンフレットの配布を積極的に行い、ホームの認知度を高めるとともに、活動風景をホームページ上に掲載し入居希望者の目に留まる魅力のある施設づくりを目指していきます。  
介護職員の人材確保についての具体策としては、新規採用が困難である現状を踏まえ、まず今いる人材から離職者を出さないことを目指します。年に2回個人面談を実施し、個々のモチベーションの維持、向上を目指した働きかけを行いながら、助言や相談に応じていきます。また給与面に折り合いがつかず離職していく職員のため、賃金の支払い方法や改善について検討していきます。  
新規職員を確保していくためには、ホームの認知度を高められるような活動や短時間勤務の雇用等勤務形態の見直し、区や都の補助金制度の情報を収集し、活用しながら賃金の改善も含め人材の確保に努めます。
2. 季節行事（4月お花見・9月敬老会・12月クリスマス会等）をご家族やボランティアの参加、協力を得て実施する他、今年度は年に3回、フロアごとの外食活動及び、年に1回は個別もしくは複数人での個々のニーズに合わせた個別外出援助を行っていきます。また家族会を発足させ年に2回の開催を予定し、家族と施設や職員との関係性が深めていけるよう努めます。同時に家族に行事や外出時の援助を得られるよう理解、協力を求めていきます。

その他、誕生会、個別外出援助、買い物同行支援などの活動の実施や、  
レクリエーションを充実させ、生活がより充実したものとなるように努めます。

### 3. 日々の生活においての健康管理を医療との連携により行います。

内科医訪問診療（月2回）の他、法人訪問看護ステーションの定期訪問（週1回）、訪問歯科（隔月1回）の協力を得て、利用者の心身の変化に迅速に対応します。また、勤務体制・職員配置に関係なく緊急時迅速に連絡等対応できる体制づくりを確立させるため、全職員が同等のスキルを身につけられるよう指導していきます。

### 4. 感染症予防・転倒等事故防止について

施設内での感染症予防として1日1回以上のホーム内の塩素消毒清掃と利用者、職員、外部者の徹底した日常の手洗い・うがい、必要に応じたマスクの着用を励行し、体調の不安定な外部者に対しては面会を見合わせる等、普段から説明、理解を得ていきます。またインフルエンザやノロウィルス等の予防接種の実施や感染症予防対策の職員研修を実施し、感染症が流行てくる12月にはホーム内のミーティング等での周知を行い、感染の予防と拡大防止に迅速に対応します。

転倒等事故防止のためには、利用者の心身の変化をリアルタイムに把握しながら、施設内環境の見直しや職員研修、ヒヤリハット報告書を活用して日々の職員間での情報共有を行ない、毎日の申し送りや毎月のミーティングでの利用者的心身の状態をアセスメントし、予測した対応を行なっていきます。

### 5. 「運営推進会議」を2ヶ月毎（年間6回）に開催します。町会役員等地域住民、あんしんすこやかセンター職員、入居者家族、入居者、職員の参加により、グループホームの施設運営と利用の生活支援の状況と、年間4回身体拘束や虐待防止の取組みなども報告していきます。その他地域における役割や機能等について協議します。

### 6. 職員研修は、個人毎の経験や能力に応じて年間個別研修計画を作成し、法人研修や世田谷区福祉人材育成・研修センター等外部研修などに職員を派遣・参加し、スキルアップに努めます。特に義務化された身体拘束や虐待についての研修は年に2回全職員が参加できるような体制づくりに努めます。また研修に参加が難しい夜勤専属職員や派遣職員が研修に参加できる体制を検討します。尚研修の実施にあたり、世田谷区高齢福祉課によるグループホーム介護職員等研修費助成を活用し、職員研修制度の充実を図ります。

職員が介護福祉士や介護支援専門員等、資格の取得が得られるよう、相談や区の補助金制度等の助言を行い、働きながら講習に参加できるよう勤務調整を行う等、資格取得に向けた環境づくりに努めます。

### 7. 第三者評価結果に基づきサービスの質の評価・検討を実施します。

外部評価機関による受審・評価結果を基に、事業所内外の意見も受け、サービスの質の向上のために利用者支援やサービス内容等についての検討と改善を行ない、世

田谷区に定期的に報告します。

#### 8. 地域ボランティアの協力依頼と地域交流を行います。

現在ご協力を得ている地域ボランティアを継続していけるよう環境整備に努めます。また他の事業所からも情報を収集し新たなボランティアの獲得を目指し、受入れ体制も整えます。

地域との交流として、日々の散歩や買い物等の外出活動時や年に2回行われる地域の行事に参加するなど、地域住民との交流の場を増やし、交流を深めながら利用者が地域の一員として生活を営むことができるよう支援します。

#### 9. 災害対策等緊急時に向けての対応

年に2回以上、利用者・職員全体での防災避難訓練を定期的に実施します。

利用者全体が重度化している傾向の中で、利用者ひとり一人に合わせた避難方法を訓練の中で情報共有していきます。また地震想定だけではなく、昨年度の水害被害の教訓を生かし、ホームでの垂直避難の訓練や外部の避難場所の確保等、緊急時対応マニュアルに基づきながら、法人内、家族連絡体制とBCP(事業継続計画)の職員への周知や防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めます。また、地域町会とも連携を図り、年に1度行われる地域防災訓練にも参加し、お互い顔の見える関係づくり、互助の体制づくりを目指し、福祉避難所等災害時の防災拠点としての役割を果たしていけるよう努めます。

#### 10. 個人情報の保護について

個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いの注意事項について新規採用時及び、年に1回、職員研修等を通じて周知します。

#### 11. 地域における公益的な取組みについて（社会貢献事業の実施）

事業所運営の他、ホームは、その知識、経験、人材等の専門性を活かし、相談支援や地域住民が認知症に対する認知度、理解度を高められるような活動、関係機関（あんしんすこやかセンター）との連携により認知症カフェの実施に取り組んでいきます。また町内会の会合に積極的に参加し、福祉避難所の設置等、施設の機能を生かした地域住民への貢献事業を企画し、地域における認知症ケアの拠点として、社会的責任を果たしていけるよう努めます。

## 令和2年度事業計画

梅丘あんしんすこやかセンター

### 1、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・マネジメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

○十分なアセスメントのもと、専門職訪問や筋力アップ教室、支えあいサービスなどの事業の活用も含めたケアマネジメントを実施する

○実態把握訪問や窓口業務等で年間80件以上基本チェックリストを実施し、二次予防事業対象者の把握に努める。

○いきいき講座を年間4回以上実施する。テーマは「朗読」や「ヨーガと呼吸」等とする。

### 2、総合相談支援業務

(・総合相談・地域包括ケアの取り組み・実態把握・啓発活動(ネットワークづくり)・見守り訪問、相談)

○相談対応では速やかに緊急性の判断を行い、全職員で協力し合って適切に支援を行う。

○民生委員や町会自治会、商店街等が参加する見守りネットの会で、地域の困りごとの共有や、協力体制の構築を図る。

○実態把握は年間80件以上行うことを目指とする。高齢者的心身の状況の把握に努め、また地域資源の活用にもつなげる。

○「あんすこ便り」を年間6回発行し、あんしんすこやかセンターの業務のPRを行い、地域住民が相談先に困らないように努める。

○見守りフォローリストを活用し、定期的な見守り訪問を実施する。月に1回、所内で情報共有を行い、見守り対象者の状況が急に変化した際など、職員全員が迅速に対応できる体制を整える

### 3、権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

○虐待の相談には速やかに対応し、保健福祉課との連携を図り状況の深刻化を防ぐ。

○成年後見制度やあんしん事業が必要と思われる方には、成年後見センターや社会福祉協議会等と連携を図り対応を行う。

○実態把握訪問での面談や広報紙等を活用し、消費者被害の防止について啓発を行う。

### 4、包括的・継続的ケアマネジメント業務

(・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・地域ケア会議の取り組み)

○地域の民生委員や介護サービス事業者、ぼーと、社会福祉協議会等を地区包括ケア会議を年1回開催し、ネットワーク構築を図る。

○地区の主任ケアマネジャーと連携し、年間5回開催される合同地区包括ケア会議を通してケアマネジャーへの支援体制を構築する。

○年間会議Aを3回以上、また会議Bを4回以上実施し、ケアメンジメント力の向上や地区課題の抽出やその取り組みへつなげる。

## 5、医療・介護連携の推進

( 在宅療養相談窓口、地区連携医事業等の取り組み )

○地域住民が在宅での療養生活を行う上で、本人や家族が希望するサービス等が受けられるよう相談支援を行う。

○地域の介護関係者と医療機関が一つのチームとなり、円滑に地域住民の在宅療養を支えることができるよう、地区包括ケア会議等地区連携医事業を実施する。

## 6、認知症ケアの推進

( 認知症相談 家族介護者支援 普及啓発 )

○もの忘れチェック相談会や認知症初期集中支援チーム事業を年間5件以上実施し、初期の段階から適切な支援が受けられるように努める。

○単独開催の介護者の会や区の家族会を通し、毎月1回、家族の支援が出来るように努める。

○新規にカフェを立ち上げ、どなたでも気軽に立ち寄れる場を設け、いきいきとした生活が続けられるよう支援する

## 7、質の向上

(・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)

○毎日の所内ミーティングでその日の相談対応を振り返り、職員全員でより良い対応が出来るように努める。

○苦情対応となった場合には、速やかに法人に報告し迅速に対策する。また法人内で共有し、さらなる対応力向上につなげる。

○困難ケース等は職場内で速やかに共有するようにし、相談や助言がし合える環境を整える。

# 令和2年度事業計画

祖師谷あんしんすこやかセンター

## 1、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・マネジメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

○自立した生活を送れるよう、利用者に対して適切なマネジメントを行う。

○講座や高齢者の集まる会(サロン等)、実態把握訪問や来所相談時に必要に応じてチェックリストを実施し、介護予防事業対象者把握を行い、介護予防手帳の活用や、筋力アップ講座等の適切なサービスへ繋げていく。

○普及啓発講座として、はつらつ介護予防講座、いきいき講座を年3回以上開催していく。

## 2、総合相談支援業務

(・総合相談・地域包括ケアの取り組み・実態把握・啓発活動(ネットワークづくり)・見守り訪問、相談)

○広報誌を年6回発行する。また地区社協や町会自治会における会議、サロン等でPRしていく。

○区の年齢別対象者リストに基づく訪問や、継続支援リストのモニタリング訪問、新規訪問等を合わせて、実態把握実施目標件数は、900件以上とする。

○地域包括ケアの取組みとして、三者連携を深めていく。個別の相談については適切な支援へ繋げられるよう関係機関との情報共有・連携を図っていく。

○見守りについては、見守りコーディネーターが中心となり、見守りサービスメニューの更新・見守りボランティアの登録及び訪問派遣の調整を行う。関係機関とのネットワークの中から、社会的孤立の恐れのある高齢者の早期発見を行い、見守り訪問及び見守り相談を実施する。商店街での見守りの取り組みを三者連携で進めていく。

## 3、権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

○虐待への対応は、即応を厳守徹底し取り組んでいく。ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、民生委員や地域住民への啓発も行い、気付きがあればすぐに連絡していただけるよう周知を行う。

○高齢者の認知症が疑われる場合には、成年後見センターと連携して、適切な制度へ繋げていく。

○消費者被害の防止のため、消費生活センター、地域生活安全課や警察と連携して啓発活動を行い、消費者被害防止を行っていく。

○見守り高齢者の中から必要な方へ特殊詐欺対策用自動通話録音機の導入支援を行う。

## 4、包括的・継続的ケアマネジメント業務

(・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・地域ケア会議の取り組み)

○地域課題や困難事例に対して多職種や他機関との連携を行っていく。

○ケアマネジャー支援として事例検討会を年3回以上開催する。ケアマネジャーからの相談には即対応していく。

○個別ケース検討を通した地域ケア会議 A を 3 事例以上、会議 B を 3 事例以上開催していく。

## 5、医療・介護連携の推進

(在宅療養相談窓口、地区連携医事業等の取り組み)

○在宅で療養生活を送る「在宅医療」の普及啓発を図る。年 1 回区民向け講座を開催する。

○「世田谷区在宅療養資源マップ」等を活用し、在宅療養に関する相談支援を行う。

○医療と介護の連携を円滑に推進するために、地区連携医と協働して取り組んでいく。

## 6、認知症ケアの推進

(・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)

○家族会を年 4 回実施し、家族介護者の支援を行う。

○地区型もの忘れチェック相談会を開催する為、その周知を行い、必要な方をおつなぎする。

○自治会や民生委員等との認知症高齢者の見守りの強化を図り、地区全体で見守りネットワーク構築を図る。

## 7、質の向上

(・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)

○サービス改善を図り、相談者が相談しやすい環境づくりをする。また苦情についても関係機関と連携し迅速に対応する。

○職員一人ひとりが専門性を生かし、やりがいをもって働き続けられる職場環境を構築し、職員の定着を図る。

○朝礼・終礼ミーティングにおいて、連絡・報告を行い情報共有を図る。また支援困難ケースについては、隨時ケース会議を開催し、支援内容を全員で検討し、役割分担を行いチームで対応していく。

## 令和2年度事業計画

成城あんしんすこやかセンター

### 1、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・マネジメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

○要支援者及び基本チェックリスト該当者が自立した日常生活を維持できるよう必要なケアマネジメント業務を行う。なお、3職種及び見守りコーディネーター担当者の1名あたりが行うケアマネジメント業務の実施件数は常時20件以内を目安とする。

○実態把握訪問や「いきいき講座」の際に基本チェックリストを行い該当者の割り出しを行う。該当者には自立に向けた事業を案内または介護予防に関する普及啓発を行う。

○「いきいき講座」を年間3回程度開催し介護予防その他の普及啓発を行うとともに基本チェックリストを行う。

### 2、総合相談支援業務

(・総合相談・地域包括ケアの取り組み・実態把握・啓発活動(ネットワークづくり)・見守り訪問、相談)

○総合相談業務においては相談者の主訴を的確に把握し適切な支援を提案し必要なサービスなどにつなげる。緊急の対応が必要な場合には区の関係機関とも連絡し対応を行う。

○まちづくりセンター、社会福祉協議会と協働で立ち上げた男性の活動の場(成城男ディ倶楽部)や8989ネットワーク等の活動支援を継続、地域活動や見守り活動につなげる。

○三者連携での協働や地区社協の事業、民生委員の会議また地域ケア会議の開催などを通して地域でのネットワークを広げていく。

○要支援者が埋もれることができないようにまた早めに必要な支援につなげられるように、毎月を通してコンスタントに実態把握訪問を継続し年間600件以上の実態把握訪問を行う。

○地区社会福祉協議会のサロン回りに同行するなどして、相談しやすい関係性を深める、またそれと一緒に個別訪問とは別の形での実態把握を行う。

○2ヶ所の大規模マンションでの講座をマンション管理組合、管理会社の協力を得て行い、相談しやすい環境を構築する。

### 3、権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

○高齢者虐待について、ケアマネジャーや民生委員などに対し周知を行い高齢者虐待が疑われる場合は、保健福祉課と連携し迅速に対応を行う。

○ケアマネジャー・や民生委員などに対し成年後見制度の普及・啓発を行いた社会福祉協議会の事業等に協力、連携していく。

○実態把握訪問等を通じて消費者被害の現状を地域に周知し、必要に応じて消費生活センターと連携する

### 4、包括的・継続的ケアマネジメント業務

(・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・地域ケア会議の取り組み)

- 「砧地域医療・福祉連携懇談会」ならびに「ご近所フォーラム」の開催に関わり、多職種間の連携を図る。
- ケアマネジャー対象の地区包括ケア会議を、砧地域の5箇所のあんしんすこやかセンターで合同開催する。
- 地区連携医事業を通じ、ケアマネジャーの支援を行う。
- 地域ケア会議を6回以上行い個別ケースの検討と地域の課題の分析・抽出を行い地域包括支援ネットワーク構築やケアマネジメント支援に貢献する。

## 5、医療・介護連携の推進

( 在宅療養相談窓口、地区連携医事業等の取り組み )

- 区民が在宅で療養生活を送ることが出来るよう資源マップなどを活用して情報提供を行う。
- 地区連携医事業を通じて地区における医療・介護のネットワークづくりを進めるとともに区民への在宅医療周知のために在宅医療ミニ講座を開催する。

## 6、認知症ケアの推進

(・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)

- 認知症初期集中事業に年間5ケース程度を上げ問題が複雑化する前に適切な医療または介護サービス等につなげる。地区版もの忘れチェック相談会を年間1回行い、その後も相談者のフォローを行う。
- 区の家族相談会の他に認定NPO法人かたらいの家と共に「認知症の人を支えるための家族相談会」を年11回程度開催し家族介護者の支援を行う。
- サロン回りなどでPRするなどして、認知症サポーター養成講座を地域住民向けに年に3回程度開催し認知症の人が住み慣れた地域で生活できるように普及啓発する。

## 7、質の向上

(・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)

- 積極的に研修に参加することと職場内で研修内容の発表、伝達を行うことで職員のスキルアップを図る。
- 認知症専門相談員、見守りコーディネーターなどの役割の内容、業務内容を共有し誰でも対応できるように職員のレベルを上げる。
- 困難ケースに関しては個人ではなく組織として対処し、問題解決力を上げていく。

# 令和2年度事業計画

喜多見あんしんすこやかセンター

## 1、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・マネジメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

○実態把握などを利用し、基本チェックリストを実施。該当者に対し総合事業の周知等を行う。

○いきいき講座を年3回実施。介護予防の普及啓発などを行う。又、まちづくりセンターとの合同開催も検討していく。

○男性の体操のサロンの立ち上げを検討する。

## 2、総合相談支援業務

(・総合相談・地域包括ケアの取り組み・実態把握・啓発活動（ネットワークづくり）・見守り訪問、相談）

○サロンなどの活動団体へ、あんしんすこやかセンターのPRや認知症・介護予防等の啓発活動などを行う。

○実態把握として区からのリストの他未把握者など、年間で800件以上の訪問を行う。

○商店などへ見守りの啓発チラシを配布するとともに、守りが必要な高齢者に対し見守りボランティアの訪問など、見守りの体制を整えていく。

○三者が中心となって見守りのネットワークの強化を図っていく。

○地区内の買物困難地区に対して三者で移動販売など買い物支援を継続していく。

## 3、権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

○虐待通報時は保健福祉課と連携し対応を行う。虐待防止や早期発見の為、ケアマネジャー等に対して啓発を行う。

○成年後見制度が必要と思われるケースに関しては、成年後見センター等関係機関と連携し、支援していく。

○高齢者クラブやサロン、はつらつ介護予防講座等で、リーフレット等を利用し消費者被害に関する情報を伝え注意を促す。

## 4、包括的・継続的ケアマネジメント業務

(・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・地域ケア会議の取り組み)

○地区連携医事業を通し、医療と介護などの多職種連携を図る。

○地区の主任ケアマネジャーと協働し、ケアマネジャー支援として研修や事例検討を行う

○地域ケア会議は、介護予防を目的とした会議A、困難ケースや地域包括ネットワークの構築など目的にした会議Bをそれぞれ年間3回行う。

## 5、医療・介護連携の推進

(在宅療養相談窓口、地区連携医事業等の取り組み)

○在宅で療養生活を送る「在宅医療」の普及啓発を図ると共に、相談支援を行う。

○地区連携医事業では、地区のケアマネジャーなどと事例検討や研修を開催していく。

## 6、認知症ケアの推進

- (・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)
- 「認知症初期集中支援チーム事業」を活用し、認知症高齢者及びその家族を支援する（5事例提出を目標とする）
  - 地区型もの忘れチェック相談会では、認知症が疑われる高齢者やその家族が早期に医師と相談出来る機会となるよう支援を行う。
  - 家族支援として合同の家族会を開催すると共に、単独での介護者の会を年間5回実施する。気軽に参加できるように内容を工夫する。
  - 認知症サポーター養成講座は、年間3回を目標に開催する

## 7、質の向上

- (・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)
- 研修に参加した職員は、職場内でのミーティングや法人内あんしんすこやかセンター会議で、情報を伝達し共有する。
  - 朝と夕方にミーティングを設け、個別ケースの状況を共有する。又、月一回程度所内ミーティングを開催する。
  - 苦情対応は、迅速な報告・対応を心掛け、職員が同じ対応が出来るように情報共有する。
  - 相談やすい職場環境を整えることにより、職員同士のスキルアップを目指す。
  - 定期的に職員との面談を行い、仕事を均等化していくことで、負担感を軽減し職員の定着を図る。